

神 奈 川 労 働 局 発 表
平 成 2 8 年 8 月 2 9 日

神奈川労働局 労働基準部
健康課長 広田 光彦
主任専門官 高山 博光
電 話 045 (211) 7353
FAX 045 (211) 0048

第67回「全国労働衛生週間」実施

☆本週間……………平成28年 10月1日(土)～ 7日(金)
☆準備期間……………平成28年 9月1日(木)～30日(金)

全国労働衛生週間は昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎えます。

神奈川労働局（局長 藤永 芳樹）では、特に同週間に際し、各労働基準監督署とともに、事業者と労働者が一体となって取り組む労働衛生活動を指導・援助します。

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

本年度の全国労働衛生週間は

『健康職場 つくる まもるは みんなが主役』

をスローガンに、9月1日から9月30日までの準備期間、10月1日から10月7日までの本週間を通じて、事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的に様々な取組を展開します。（資料1）

2 神奈川の労働衛生の現状

- 平成27年の職業性疾病による休業4日以上之死傷者数は518名と減少傾向にありますが、このうち腰痛が379件（73.3%）を占めています。
- 平成27年の職業性疾病による死亡者は5名で、このうち過重労働による脳・心臓疾患が4名に及んでいます。
- 平成27年度の、脳・心臓疾患の労災支給決定件数は19件（前年度比 △1件）、精神障害の労災支給決定件数は38件（前年度比 +5件、15.2%増）と、職場における過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策が重要な課題となっています。（資料2）

3 神奈川労働局・労働基準監督署の主な実施事項

- 事業者団体等による各地区での推進大会の支援等（資料3）
※ 県下12の各労働基準監督署管内の各地区で開催（毎年 約4,000名が参加）
- 改正労働安全衛生法による「ストレスチェック制度」、「化学物質のラベル表示とリスクアセスメント」、「受動喫煙防止対策」の推進
- 11月の過労死等防止啓発月間の周知と過重労働による健康障害防止対策の徹底
など

第67回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。10月1日～7日が本週間、9月1日～30日が準備期間ですので、それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開しましょう。

<スローガン>

健康職場 つくる まもるは みんなが主役

労働衛生分野では、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法では、ストレスチェック制度の導入や化学物質の適切な管理、受動喫煙防止対策などを推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。今年度のスローガンは、これらの課題に対して、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが「一丸」となって健康管理を進め、労働者の健康が確保された職場の実現を目指すことを表しています。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 1 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 2 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 3 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 4 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 5 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

1 重点事項

- (1) 改正労働安全衛生法に関する事項
 - ① ストレスチェック制度に関する取組の確実な実施
 - ② 一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施
 - ③ 職場における受動喫煙防止対策の推進
- (2) その他の重点事項
 - ① 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進
 - ② 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
 - ③ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - ④ 職場における腰痛予防対策の推進
 - ⑤ 溶剤、薬品などによる薬傷・やけどなどの防止

2 労働衛生3管理の推進など

- (1) 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化
- (2) 作業管理、作業環境管理、健康管理の推進
- (3) 労働衛生教育の推進

- (4) 心とからだの健康づくりの継続的・計画的な実施
- (5) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- (6) 労働者の治療と仕事の両立のための支援の促進
- (7) 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しんなど）に関する理解と取組の促進

3 作業の特性に応じた事項

- (1) 粉じん障害防止対策の徹底
- (2) 熱中症予防対策の徹底
- (3) 電離放射線障害防止対策の徹底
- (4) 騒音障害防止対策の徹底
- (5) 振動障害防止対策の徹底
- (6) VDT作業における労働衛生管理対策の推進
- (7) 化学物質による健康障害防止対策などの徹底
- (8) 石綿障害予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏症などの防止対策の推進

4 東日本大震災、平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

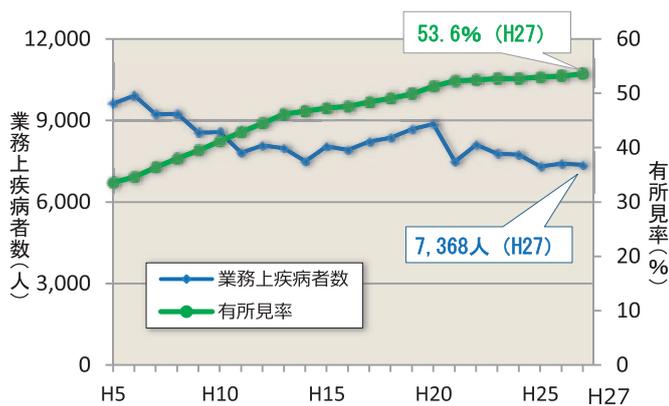
協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

主な取組事項・支援体制

労働衛生の現状：業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移



※各年の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告などに関する統計結果を公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/h27.html>

メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施マニュアルや、職場におけるメンタルヘルス対策に関する指針などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。
<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

携帯サイト
(QRコード)



過重労働対策

過重労働による健康障害防止対策に関する通達などを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

治療と職業生活の両立支援対策

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインなどを掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

化学物質管理

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報であるSDS（安全データシート）を入手し、リスクアセスメントを実施しましょう。また、眼鏡、手袋等、保護具を適切に使用しましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei03.html>

～「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、リスクアセスメントを着実に実施しましょう～



受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/kitsuen/index.html

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、腰痛が約6割を占めています。特に、社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、平成25年度に指針を改定し、福祉・医療分野などにおける防止対策を明記しました。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

厚生労働省では、腰痛予防対策に取り組む事業者を支援するため、病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした講習会を実施しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei02.html

産業保健総合支援センター・地域窓口

産業保健総合支援センターでは、産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、研修などを実施しています。また、産業保健総合支援センターの地域窓口では、労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人などを対象に、健康相談の実施など、産業保健サービスを提供しています。

<http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

<第12次労働災害防止計画>

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年～29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を実施しています。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数（休業4日以上）とも15%（平成24年比）以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に期間中の目標を設定しています。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/anzeneisei21/index.html

平成 28 年度 労働衛生行政のあらまし (平 28・8・9)

*** 化学物質による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策・受動喫煙防止対策を中心に ***

神奈川県労働局

第 1 神奈川県下における労働衛生の現状

職業性疾病の発生件数は長期的には減少傾向にあります。熱中症や化学物質との接触による死亡災害、一酸化炭素や硫化水素中毒による重大災害はなお発生しており、病院内での肝炎等の感染、社会福祉施設等での腰痛発症や疥癬への感染等が跡を絶たない状況にあります。また、平成 24 年の印刷会社における胆管がん発症問題以降、有機溶剤等の化学物質の安全データシート(SDS)交付・入手とその内容の周知の徹底、化学物質・取扱業務におけるリスクアセスメントの実施等による管理の徹底が強く求められています。

さらに、「平成 25 年労働安全衛生調査」(厚生労働省)によると、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスと感じる労働者はなお 52.3%を占め、精神障害の労災認定件数が平成 26 年度は過去最高になる等の状況のもと、ストレスチェック制度をはじめとした労働者のメンタルヘルス対策の充実が重要となっています。

一般定期健康診断の有所見率は依然として 5 割を超えており、有所見者に対する健康診断の事後措置の徹底も引き続き重要な課題です。

1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況(図1、2)

平成 27 年度の脳・心臓疾患の労災請求件数は 75 件(前年度比 +13 件)、支給決定件数は 19 件(前年度比 △1 件)、また精神障害等の請求件数は、118 件(前年度比 △4 件)、支給決定件数 38 件(前年度比 +5 件)となっており、高止まりの状況が続いています。

図 1 脳・心臓疾患の労災補償状況

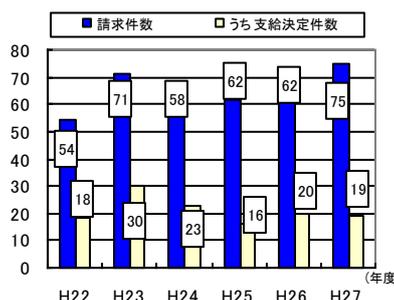
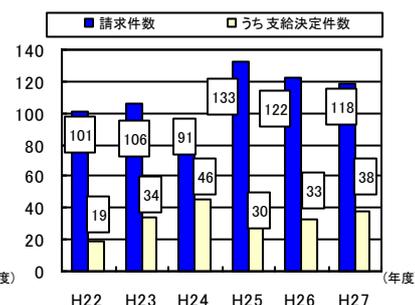


図 2 精神障害等の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況(図3、4)

(1) 平成 27 年の職業性疾病による死亡者は、酸欠症による 1 名、過重労働による脳・心臓疾患 4 名の合計 5 名で、直近 5 年間(平 23~27)の死亡者 34 名の内、脳・心臓疾患による死亡者は 21 名(62%)に及んでいます。

また、一度に 3 名以上が被災する重大災害は 14 件(塩酸ガスの吸入 1 件、結核感染 1 件、有害物へのばく露による結膜炎 1 件、有害物へのばく露による角膜裂傷・咽頭部炎症 1 件、食中毒 2 件、疥癬 8 件)発生しています。

(2) 平成 27 年の職業性疾病による休業 4 日以上(死亡者)の死傷者は 518 名、そのうち腰痛が全体の約 73.3%(379 件)を占めています。業種別に見ると保健衛生業(122 件)、商業・金融・広告業(66 件)、運輸交通業(55 件)で多発しており、これら 3 業種で全腰痛件数の約 64.1%を占めています。

図 3 職業性疾病発生状況

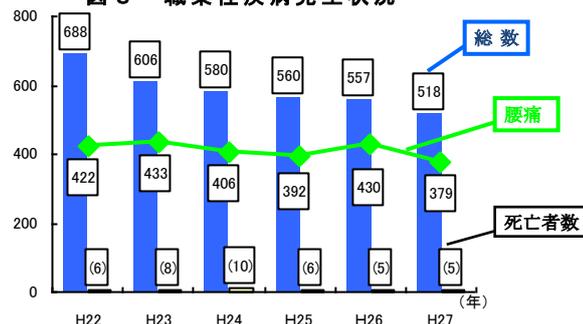
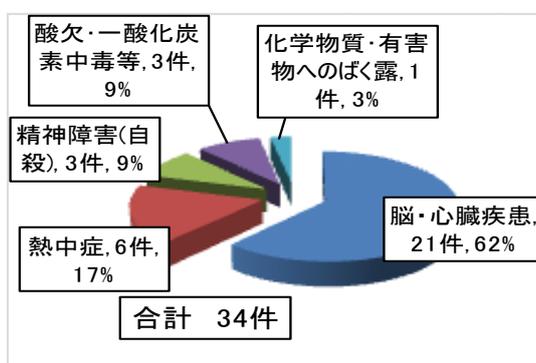


図 4 職業性疾病による死亡災害(H23~H27)

3 健康診断結果

平成 27 年の一般定期健康診断の有所見率は 53.52%(全国平均:53.59%)で、健診項目別では、血中脂質検査(32.84%)、血圧(15.43%)の有所見率が高い率を示しています。



第2 平成28年度労働衛生行政の重点

- 1 化学物質による健康障害防止対策
- 2 職場におけるメンタルヘルス対策
- 3 過重労働による健康障害防止対策
- 4 石綿による健康障害防止対策
- 5 その他職業性疾病防止対策
- 6 職場における受動喫煙防止対策
- 7 健康づくり対策及び快適職場づくり対策

1 化学物質による健康障害防止対策

平成28年6月1日から施行される労働安全衛生規則の改正によって、安全データシート(SDS)の交付義務対象である640物質全てに関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務になります。

- (1) 化学物質を製造し又は取扱っている事業場に対し、化学物質の表示・文書交付制度(SDS)の周知と労働安全衛生法第57条の3第3項に基づく「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(※1)をふまえたリスクアセスメント(※2)の実施の促進を図ります。

※1 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-56/hor1-56-41-1-0.htm>

※2 例 - 化学物質リスク簡易評価法(コントロールバンディング)
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

- (2) がん原性指針上の対象物質の有害性に関する認識向上に向けて一層の周知を図ります。
(3) 化学物質管理の強化を目的とした労働安全衛生法の改正について、周知及び指導の徹底を図ります。

2 ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策

平成27年12月1日から施行された労働安全衛生規則の改正により、50人以上の労働者を常時使用する事業場でのストレスチェックの実施が義務化されました(※3)。対象事業場でのストレスチェックの確実な実施に向けた指導等により制度の円滑な運用を促進していきます。

※3 <http://kokoro.mhlw.go.jp/etc/kaiseianeihou.html>

- (1) ストレスチェック制度の導入や事業場内の体制づくりの支援については、神奈川産業保健総合支援センター(後記 第5参照)の活用を、また50人未満の小規模事業場でのメンタルヘルスを含む労働者の健康管理に関する相談等については、地域産業保健センターの活用を勧奨します。そのほか、ポータルサイト「こころの耳」(※4 厚生労働省委託事業)の活用について周知を図ります。

※4 <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

- (2) 「心の健康づくり計画」の策定など、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(※5)に基づく措置の実施について助言・指導を行います。

※5 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/kouji/K151130K0020.pdf>

3 過重労働による健康障害防止対策

平成26年11月1日から過労死等防止対策推進法が施行された経過もふまえ、長時間労働者に対する医師による面接指導や事後措置等の実施の徹底を図ります。小規模事業場での医師による面接指導の実施については、地域産業保健センター(後記 第5参照)の利用勧奨を図ります。また9月の全国労働衛生週間・準備月間や10月の本週間、11月の過労死等防止啓発月間等、様々な機会を活用して、面接指導や事後措置の実施に関する周知徹底を図ります。

4 石綿による健康障害防止対策

- (1) 石綿による健康被害を防止するため、石綿が使用されている建築物等の解体等の作業や建築物に吹き付けられた石綿の損傷等による労働者のばく露防止対策を重点に石綿障害予防規則等に基づく措置の徹底を図ると共に、製造等の全面禁止について徹底を図ります。
(2) 平成26年6月1日に施行された改正後の「石綿障害予防規則」及び「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(※6)の徹底を図ります。

※6 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000093992.pdf>

- (3) 地方自治体をはじめとする関係行政機関との連携を強化し、再生砕石への石綿含有廃棄物の混入防止の徹底を図ります。

5 その他職業性疾病防止対策

- (1) 粉じん障害防止対策については、平成25年度を初年度とする「第8次粉じん障害防止総合対策」及び「ず

い道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(※7)に基づき、神奈川県内において新規にじん肺管理区分が 2 以上で決定される割合の高いアーク溶接作業、金属等の研ま作業などの業務を重点対象として、呼吸用保護具の適正な着用等、粉じんへのばく露防止対策の徹底を図ります。

※7 <https://www.jaish.gr.jp/horei/hor1-41/hor1-41-20-1-2.html>

- (2) 死亡災害に直結する「熱中症」、「一酸化炭素中毒」及び「酸素欠乏症等」の防止対策の徹底を図ります。特に熱中症は、措置が遅れると重篤な結果を招くおそれがあり、早期警戒及び適切な作業計画による予防対策、WBGT 値(暑さ指数)の活用による作業環境管理、労働者の健康管理等の徹底を推進します。
- (3) 職場における腰痛予防対策については、社会福祉施設等を主対象に「腰痛予防対策指針」(※8 平成 25 年 6 月改正)に基づき業務の実態を踏まえた効果的な対策を講じるよう指導します。

※8 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushi shin.html>

6 職場における受動喫煙防止対策

職場における受動喫煙防止対策の必要性について事業者に対し周知を図ると共に、「受動喫煙防止対策助成金制度」(※9 受動喫煙防止のため喫煙室を設置しようとする全ての業種の中小企業事業主が対象。助成額:費用の 1/2(上限 200 万円))の周知と活用を勧奨します。また、工事着工前に申請書等関係書類を神奈川労働局(健康課)へ提出して予め交付決定を受ける必要があることから、引き続き申請手続きの周知を図ります。

※9 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

7 健康づくり及び快適職場づくり

- (1) 健康診断実施後の有所見者に対する医師からの意見聴取や医師の意見をふまえた就業上の措置等の事後措置・実施が非常に低調であることから、「職場の健康診断実施強化月間」(9 月)の期間にとどまらず、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」(※10)に基づく事業者の取組の徹底を図っていきます。

※10 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-19/hor1-19-1-1-0.htm>

- (2) 「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」(※11)、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(※12)に基づく職場環境の改善・快適化や心身両面の健康づくり(THP)の一層の促進を図ります。

※11 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-21/hor1-21-1-1-0.htm>

※12 <https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-20/hor1-20-1-1-0.htm>

- (4) 平成 28 年 2 月 23 日に公表された「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(※13)の周知を図ると共に、ハローワークや自治体等、関係機関の連携を進め、神奈川産業保健総合支援センター等による対策の具体化に向けた支援のしくみの活用を勧奨します。

※13 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113365.html>

第3 直近及び今後予定されている労働衛生関係法令等の改正等について

- 1 ナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーを特定化学物質に追加(平 27-11-1 施行済み)
化学物質による労働者の健康障害防止に関するリスク評価の結果、発がん性のおそれが認められたナフタレンとリフラクトリーセラミックファイバーが特定化学物質に追加されました。
- 2 1,2-ジクロロプロパンによる清掃業務の健康管理手帳・交付要件が短縮(平 27-11-1 施行済み)
屋内作業場等で 1,2-ジクロロプロパン(重量の 1%を超えて含有する製剤等を含む)による印刷機その他の設備を清掃する業務について、健康管理手帳の交付要件(業務従事経験年数)が 3 年から「2 年」に短縮されました。
- 3 化学物質についてリスクアセスメント実施の義務付け(平 28-6-1 施行済み)
労働安全衛生法第 57 条の 2 及び同法施行令第 18 条の 2 に基づき、安全データシート(SDS)の交付が義務付けられている 640 物質に関する危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が事業者の義務となります。
- 4 新たに 27 物質を労働安全衛生法施行令別表第 9 に追加(平 29-3-1 施行予定)
粉状のアルミニウムやエチレングリコールモノブチルエーテルアセテートなど、新たに一定の有害性が認められた 27 物質が SDS の交付、物質の名称表示、リスクアセスメント実施等の対象として追加されることになりました(平 28-3-29 基発 0329 第 4 号)。
- 5 法人代表者等が自らの事業場の産業医を兼任することの禁止(平 29-4-1 施行予定)
企業の代表取締役、医療法人の理事長、病院の院長等が産業医を兼務している実例が認められますが、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益が優先され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがあることから、法人の代表者もしくは事業を営む個人(事業場の運営に利害関係がない者を除く)、事業場でその事業の実施を統括する者を産業医として選任してはならないことを定めた改正労働安全衛生規則が施行されることになりました。

第4 神奈川県労働局の第12次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HP

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/hourei_seido/saiboukeikaku.html

1 計画の期間

平成25年4月～平成30年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（平成24年比）
- 平成29年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を15%以上減少（同上）

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策（平成24年度末の計画策定事業場数状況：1,308事業場）

【目標】平成29年度末において心の健康づくり計画を策定している事業場数を5,000以上とする。

(2) 過重労働による健康障害防止対策

【目標】長時間労働の排除と長時間労働者に対する医師による面接指導等の実施を推進する。

(3) 化学物質対策（平成24年度末の事業場実施状況：18.2%）

【目標】平成29年度末において危険有害性のある化学物質を取り扱う事業場の化学物質に係るリスクアセスメント実施事業場数の割合を50%以上とする。

(4) 腰痛予防対策（平成24年末の疾病者数状況：406人）

【目標】平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上の上業務上疾病者数を10%以上減少させる。

(5) 熱中症対策（前5か年の死傷者数：102人）

【目標】平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の熱中症による休業4日以上の上死傷者数を20%以上減少させる。

第5 お知らせ

○労働安全衛生法の改正（平26・6・25公布）

改正労働安全衛生法の概要（ストレスチェック制度/化学物質・リスクアセスメントを含む）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/enzen/an-eihou/

○平成26年4月1日から「産業保健活動総合支援事業」が開始しました。

これまでの産業保健推進センター事業、メンタルヘルス対策支援事業、及び地域産業保健事業の3つの事業を継承して一元化し、総合的な産業保健活動の支援を行う産業保健活動総合支援事業がスタートしました。この事業は(独)労働者健康福祉機構が各都道府県に1つの拠点を置き、さらに労働基準監督署単位に各地域拠点を置いています。平成28年4月1日から、(独)労働者健康福祉機構は(独)労働安全衛生総合研究所と統合し、日本バイオアッセイ研究センターの事業を追加して、「独立行政法人労働者健康安全機構」として新たなスタートを切りましたが、産業保健分野の総合的な支援事業は従来通り継続します。神奈川の都道府県拠点は神奈川産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)で、地域拠点は従来の地域産業保健センターです。

http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/enzen_eisei/hourei_seido/sangyouhokekkn.html

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/>

<http://www.johas.go.jp/>

○平成27年7月から「安全衛生優良企業公表制度」申請の受付を開始しました。

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本社事業場を管轄する都道府県労働局長あての申請が必要です。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000075611.html>

「労働衛生行政のあらまし」は神奈川県労働局ホームページにも掲載しています。

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

平成28年度 全国労働衛生週間 各地区推進大会の開催計画(予定)

監督署	開催日時	会場 住所	特別講演 テーマ等 (全国労働衛生週間実施要綱 説明のほか)	問合せ先 (略称)
横浜南	9月8日(木) 13:30～	横浜市市民文化会館 関内ホール 横浜市中区住吉町4-42-1	・「社員への健康投資が企業の持続的な成長を促す」 講師:東京大学 政策ビジョン研究センター 古井 祐司 特任教授 ・「ストレスチェック制度をいかに健康増進につなげるか」 講師:(株)リコー コーポレート統括本部 ジャパンビジネスサポートセンター H&S 統括部 統括産業医 神奈川産業保健総合支援センター 産業保健相談員 森田 哲也 氏	横浜南労働基準監督署 045(211)7375
鶴見	9月7日(水) 13:30～	鶴見公会堂 横浜市鶴見区豊岡町2-1 フーガ1号棟6階	「心を整え元気に保つ! メンタル健康法」 講師 Leap Creation 前田 京子事務所 代表 前田 京子 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 鶴見支部 045(503)0017
川崎南	9月6日(火) 13:30～	川崎市立労働会館 川崎市川崎区富士見2-5-2	「メンタルヘルスについて～セルフケアでこころと職場を元気に」 講師:川崎幸クリニック 心理相談室長 臨床心理士 稲富 正治 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 川崎南支部 044(221)9082
川崎北	9月9日(金) 13:00～	川崎市高津市民館 ノクティ2 12階 大ホール 川崎市高津区溝口1-4-1ノクティ2	(仮)「メンタル不全対策と仕事仲間の心を読む技術」 講師:(一社)日本心理療法協会 椎名 雄一 代表理事	(公社)神奈川労務安全衛生協会 川崎北支部 044(850)8621
横須賀	9月5日(月) 13:30～	横須賀市立勤労福祉会館(ヴェルクよこすか)6階ホール 横須賀市日の出町1-5	「職場でできる歯とお口の健康対策」 講師:東京医科歯科大学 大学院 健康推進歯学分野 川口 陽子 教授	(公社)神奈川労務安全衛生協会 横須賀支部 046(845)9522
横浜北	9月8日(木) 13:30～	横浜市西公会堂 横浜市西区岡野 1-6-41	「心を整え元気に保つ! メンタル健康法」 講師 Leap Creation 前田 京子事務所 代表 前田 京子 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 横浜北支部 045(474)1821
平塚	9月8日(木) 13:15～	平塚市中央公民館 大ホール 平塚市追分1-20	「みんなが元気になる職場づくり」 講師:山梨県立大学 人間福祉学部 山中 達也 准教授	(公社)神奈川労務安全衛生協会 平塚支部 0463(74)6401
藤沢	9月8日(木) 13:45～	茅ヶ崎市民文化会館 小ホール 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-11-1	優良安全衛生管理事業場からの事例発表 「ストレスチェック義務化への対応及びメンタルヘルス不調者への対応」 講師:オイレス工業(株) 藤沢事業場 保健師 寺崎 明子 氏 (株)アルバック 産業医 中尾 智 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 藤沢支部 0466(26)1991
小田原	9月2日(金) 13:30～	小田原市民会館 小ホール 小田原市本町1-5-12	「元気で働きがいのある職場づくりを目指して」 ～職場におけるメンタルヘルス対応と企業の活性化のために～ 講師:山梨県立大学 人間福祉学部 山中 達也 准教授	(公社)神奈川労務安全衛生協会 小田原支部 0465(24)1753
厚木	9月8日(木) 13:00～	海老名市文化会館 小ホール 海老名市上郷476-2	「がんと仕事～働き続けるために…事務所、患者へのメッセージ～」 講師:キャリアコンサルタント 砂川 未夏 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 厚木支部 046(228)6660
相模原	9月2日(金) 14:00～	相模原市民会館 大ホール 相模原市中央区中央3-13-15	(仮)「大規模災害に貴方の会社は生き残れますか」 ～スリーエムジャパン(株) 相模原事業所の取組み～ 講師:スリーエムジャパン(株) 安全衛生製品事業部 学術部 國谷 勲 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 相模原支部 042(751)9396
横浜西	9月9日(金) 13:30～	男女共同参画センター横浜 横浜市戸塚区上倉田町435-1	「人間を育てる! ヒューマンパワーコーチング」 ～心と体の管理も含めた人間的魅力の高め方～ 講師:(株)ヒューマンパワー・リサーチ 代表取締役社長 森 真一 氏	(公社)神奈川労務安全衛生協会 横浜西支部 045(864)5354

※ 開催時間、参加費、資料費等の詳細については、問合せ先に直接ご連絡ください。

なお、各地区推進大会の詳細は、(公社)神奈川労務安全衛生協会HP <http://www.roaneikyo.or.jp/> トップページ〃LINK〃から各支部HPに入り、確認することができます。